

在宅医療・介護連携推進事業に

取り組んでいます



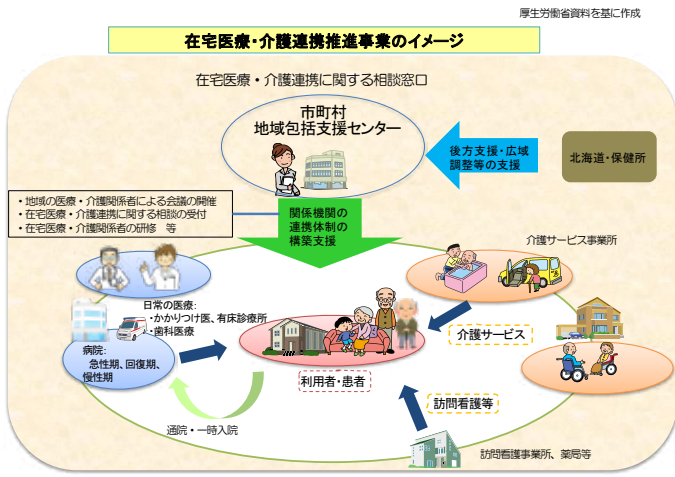
- 本町の平成30年5月1日現在の高齢化率は32・8%、75歳以上の割合は18%となっており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、高齢化率が36・7%、75歳以上の割合が20・5%となり、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増えていくと予測されています。
- 地域包括支援センターでは、介護を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で自分らしい生活を続けられるように、地域の在宅医療と介護が切れ目なく提供できる体制を目指し「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組んでいます。
- ◎在宅医療・介護連携推進事業の主な取り組み
 - ①地域の医療機関、介護サービス事業所のリストの作成
 - ②介護支援専門員（ケアマネージャー）への実態調査、調査結果について地域包括ケア会議において検討し、在宅医療・介護連携の課題の抽出
 - ③在宅医療・介護連携の課題解決のため、入院時の連絡様式について検討
 - ④医療・介護関係者の連携強化と在宅医療と介護の切れ目ない体制構築のため、医療・介護関係者の研修会を開催
 - ⑤相談窓口開設や地域住民への普及啓発など
 - ◎在宅医療・介護に関する相談窓口を開設しています

地域包括支援センターに医療機関や介護サービス事業所からの相談を受ける窓口を開設しています。医療機関や介護サービス事業所からの相談だけでなく、住民の方からの相談にも対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

○例えばこんな時にご相談ください

- ・病院から退院する予定になっており、自宅での生活や介護について知りたい
- ・病院に入院しているが、退院後自宅での生活が不安なので、どこか入れる施設がないから
- ・医療機関から介護サービスの利用を勧められたが、どこに相談したらよいかなど

■開設日時／月々金曜日（土・日・祝日・年末年始は休み）午前8時45分～午後5時30分
 ■問い合わせ／地域包括支援センター（在宅医療・介護連携相談窓口）☎4851515



飲んで美味しい牛乳をさらに美味しく食べてもらいたい!

牛乳を食べよう!

～シンプルな素材で手作りアイス～

冷凍途中でかき混ぜなくてOK!
濃厚なバニラアイス



J-milkホームページより提供

作り方

- ①鍋に牛乳、スキムミルク、バニラビーンズの種とさやを入れる。木ベラでかき混ぜながら弱火にかけ、バニラの香りが立ったら鍋を火からおろし、冷ましてさやを取り出す。
- ②ボウルにグラニュー糖、卵黄を入れ、白っぽくなるまで泡立てる。冷ました①を加え、よく混ぜ合わせる。
- ③氷水に当てて冷やしたボウルに生クリームを入れ、7分立てにする。
- ④②を加えてよく混ぜ合わせる。
- ⑤④を金属の容器に移し、冷凍庫で冷やしかなため、器に盛る。

ポイント 半冷凍の状態ですoftクリームにしてもおいしいです。

材料 (8人分)

- 牛乳…………… 100ml
- スキムミルク……………大さじ2
- バニラビーンズ……………½本
- ※バニラビーンズがない場合は、バニラエッセンスでも可
- グラニュー糖……………65g
- 卵黄……………2個
- 生クリーム…………… 200ml

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除、猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、下記窓口で手続きをしてください。

平成30年度の免除の受け付けは平成30年7月1日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また申請できる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度下記窓口までご相談ください。

■問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）、
日本年金機構釧路年金事務所（☎0154-22-5810）

マイマイガについて

昨年8月に町内でマイマイガが大量に発生し、壁などに産みつけられた卵塊から幼虫が生まれています。生まれたばかりのときは殺虫剤が効きます。大きくなった幼虫は火ばさみなどでつまみ、洗剤を入れた水に入れることで、駆除できます。

高い所など手の届かない範囲にある卵塊や幼虫、成虫は、無理のない範囲で駆除しましょう。

幼虫や成虫は野鳥のエサになります。殺虫剤をかけた場合は、燃やせるごみとして捨てるか、土に埋めて処分しましょう。

また、殺虫剤を散布するときは、通行人や周辺住民に十分に配慮し、周囲に飛散ないようにしましょう。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎内線127）

まちづくり ポスト



◆Q／昨年の夏は「蛾」の大量発生に悩まされましたね。あの発生は2〜3年続くと思えます。雪が溶け屋根やひさしをよく見ると、昨年駆除したつもりでも卵が産み付けられているようです。近所同士で掃除するのですが、位置が高すぎるなどなかなか完全に駆除できません。高齢のご近所さんは諦め気味です。

そこで、役場の方にこの夏は大量発生しないよう駆除をお手伝いしていただけないでしょうか。どうぞよろしく願います。

◆A／昨年、7月〜8月にかけて本町でマイマイガが大量発生しました。マイマイガは一度大量発生すると2〜3年継続するといわれています。

町としても、通学路における幼虫の除去や、成虫が集まる街灯の消灯などの対策を講じておりますが、大量発生した時は、効果的な駆除方法が確立されていない現状では、卵（卵塊）の除去が最も効果的です。

本町の基本的な考えとして、個人宅や事業所などは、その所有者、管理者にて除去や駆除を行っていただくようお願いしているところです。

なお、単身高齢者や高齢者夫婦、障がい者の世帯などで、作業ができない場合は役場保健福祉課にご相談いただき内容を確認したうえで、職員が作業します。ただし高所での作業は対応できないことがありますのでご理解ください。

※除去方法：ペットボトルの底を切り落とし、高さに応じて棒などにガムテープで固定します。使い方は、ふちで卵を削り落とすように使います。作業時は、卵が飛び散ることに備え「マスク・手袋・ゴーグル・雨具」などを着用し、除去した卵は、ビニール袋に入れ、燃えるごみに出してください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成30年度の保険料のお支払いと 保険証更新について



■ 7月に保険料額をお知らせします ■

平成30年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割

一人当たりの額

50,205円

+

所得割

被保険者の所得に応じた額

(平成29年中の所得－33万円) ×

10.59%

=

1年間の保険料

【限度額62万円】

(100円未満切り捨て)

- ・ 1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円になります（平成29年度は57万円）。
 - ・ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆ 保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,020円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,530円
33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,102円
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 40,164円

※平成30年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

②所得割の軽減の見直し

- 平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、均等割が5割軽減となります（50,205円→25,102円）。
- ※平成30年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「7割」から「5割」へと変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課年金保険係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方には、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆ 保険料のお支払い方法

「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望する方は、役場住民課年金保険係に問い合わせください。
(手続きには、本人の保険証、口座の預金通帳、お届け印が必要です)

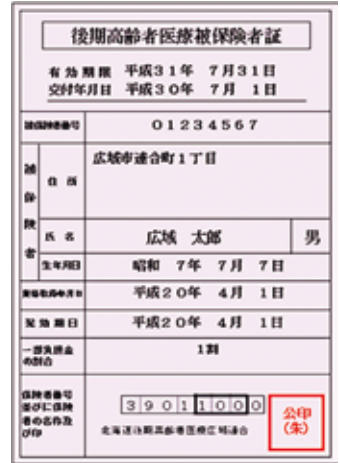
- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」はお支払いする方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、ご本人の社会保険料控除が適用されます)

■ 保険証が新しくなります ■

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、桃色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課年金保険係までお申し出ください。



新しい保険証は桃色です

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります ■

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認し、住民課年金保険係へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方



新しい減額認定証は水色です

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています ■

広域連合では被保険者の皆さんの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ送付しています。

発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成30年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

※この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。
※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
役場住民課年金保険係 (1階②番窓口☎内線125)

国民健康保険税 税率と軽減内容が変わります

税率を改正します

国民健康保険は、私たちが病気やけがをした時、安心して医療が受けられるように、みんなで支え合う制度です。本年度から保険者が北海道となる都道府県化がスタートし、これまで行っていた町からの支援を段階的に解消し、円滑な制度への移行を図るため、加入者負担の激変緩和に配慮しながら税率を改正することとしました。

加入者の皆さんには、負担をお願いすることとなりますが、国民健康保険制度の安定した運営を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

<国民健康保険税額>①②③の合計が税額になります。

項目	区分	平成29年度	平成30年度	増減
① 医療給付費分	所得割率	3.95%	4.25%	0.30%
	資産割率	22.0%	19.80%	△2.20%
	均等割額	21,000円	22,000円	1,000円
	平等割額	25,000円	24,500円	△500円
	課税限度額	540,000円	580,000円	40,000円
② 後期高齢者支援金分	所得割率	2.40%	2.41%	0.01%
	均等割額	8,500円	9,000円	500円
	平等割額	9,000円	8,500円	△500円
	課税限度額	190,000円	190,000円	—
③ 介護納付金分	所得割率	2.20%	2.20%	—
	均等割額	10,000円	10,000円	—
	平等割額	11,000円	10,500円	△500円
	課税限度額	160,000円	160,000円	—

※所得割率は、前年の総所得金額から地方税法上の基礎控除額を控除した後の額に、税率をかけて算出します。

※資産割率は、今年度の固定資産税額に税率をかけて算出します。

所得の低い方への軽減措置が拡充します

所得が基準額を下回る場合は、国民健康保険税の均等割と平等割が、基準額に応じて7割・5割・2割軽減されます。この基準額を引き上げし、軽減対象者を拡大します。

<軽減措置の基準額>

軽減区分	平成29年度	平成30年度	内容
7割	33万円以下	33万円以下	変更なし
5割	33万円+27万円× (被保険者などの人数)	33万円+ 27万5千円 × (被保険者などの人数)	対象者の拡大
2割	33万円+49万円× (被保険者などの人数)	33万円+ 50万円 × (被保険者などの人数)	対象者の拡大

国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に納税義務者となる世帯主に送付します。

■問い合わせ

- ・ 制度について／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線123）
- ・ 税金について／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

町立病院からのお知らせ

標茶町立病院 485-2135

URL <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/hospital/>

受付診療時間 受付時間／午前の部…午前8時45分～11時 午後の部…午後1時～3時45分
 ※自動再来受付機の稼働時間は午前7～11時、正午～午後3時45分です。

診療時間／午前9時～午後4時45分

- 内科**
- 毎週火曜日・水曜日は、午後休診となります。(木曜日・金曜日の午後1～2時は、病棟回診のため診察をお待ちいただいております)
 - 7月23日(月)～7月27日(金)は、佐藤富士夫医師不在につき、佐藤泰男医師の診察となります。
 - 7月30日(月)～8月3日(金)は、佐藤泰男医師不在につき、佐藤富士夫医師の診察となります。
 - 7月24日(火)～7月27日(金)および7月31日(火)～8月3日(金)は、午後休診となります。
- 外科**
- 北大医学部消化器外科Ⅰから1週間単位で出張医師が担当します。
 - 毎週金曜日の受付時間は、午後3時までとなります。
- 産婦人科**
- 町立中標津病院から島野敏司医師が担当します。
 - 診療日／月曜日の午後
 - 受付時間／午後1時～3時30分
 - 7月9日(月)は医師不在につき休診となります。
 - 予約制となっています。受診日の5日前までに来院時または電話で予約してください。
 - ※予約がなくても受け付けますが、予約の方を優先します。(救急患者を除く)
- リハビリテーション科**
- 予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。
 - 外来リハビリ治療を受ける方は治療前または治療後に、消炎鎮痛治療(物理療法)を受ける方は治療前に、毎回医師の診察が必要となります。なお、消炎鎮痛治療のみを受ける方は、治療時間が午前中のみとなります。
- 小児科**
- 旭川医大小児科から出張医師が担当します。
 - 4月から診療日・受付時間に変更になっています。

☆7月の小児科診療受付時間／

	一般診療		予防接種(事前予約が必要です)
	午前の部 8:45～11:00	午後の部	13:00～14:00
3日(火)	●	診療はありません	●
10日(火)	●		●
17日(火)	●		●
24日(火)	●		●
31日(火)	●		●

【予防接種】

- 《小児科／定期接種》 ●麻しん風しん混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・二種混合・日本脳炎・水痘の接種希望者は、小児科診療日の午前11時までに病院へ電話連絡してください。(ワクチンの準備の都合上、お願いします)
- BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。同時接種の詳細は、病院へ問い合わせください。
- 《16～20歳未満の日本脳炎》 ●対象の方で接種を希望する方は、1回目の接種はふれあい交流センターへ、2回目以降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。
- 《子宮頸がん》 ●定期接種(中学1年～高校1年対象)は、14日前までに病院へ電話連絡してください。ワクチン入荷日が確定次第、接種日を決定します。
- 定期接種・任意接種ともに、産婦人科での診療となりますので、上記日程を参照してください。
- 《任意接種》 ●おたふくかぜ・定期接種以外の水痘・65歳以上の肺炎球菌・小児用肺炎球菌・子宮頸がん・麻しん・風しん・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、5日前までに総合受付窓口または電話で申し込みください。

※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)へ問い合わせください。

＝お願い＝町立病院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のためにも、緊急に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いします。
 なお、お子さんの急病などで受診したほうがいいのか迷う時には「北海道小児救急電話相談」に電話し、適切な助言を受ける方法もありますので、ぜひご活用ください。(☎#8000、相談時間／午後7時～翌朝8時、365日可能)

生活豆知識 未成年者の契約 について 学ぼう



しまう場合もありますので注意が必要です。

未成年者が単独でできる契約

- ・お小遣いの範囲内で買い物をする場合
- ・タダで物を貰う場合
- ・借金を免除してもらった場合
- ・結婚をした場合
- ・未成年者の契約で取消しできる場合とできない場合の例

取消しできる場合

- ・販売店で未成年であること（実際の年齢）を伝えたにも関わらず、契約書へ20歳以上で記入するよう指示された契約をした場合
- ・ネット通販で簡単な年齢確認のみで契約をした場合
- ・取消しできない場合
- ・未成年者が契約相手に成年者であると偽り契約をした場合
- ・未成年者が契約相手に「親の同意を得ている」と偽り契約をした場合

ひとことアドバイス

- ・未成年者が契約をする場合は、必ず親権者などの同意を得た上で契約相手に虚偽をせず契約をするようにしましょう。法定代理者は、未成年者が勝手に契約をしないよう注意しましょう。
- ・未成年者の契約トラブルで困ったことがありますら下記問い合わせ窓口までご相談ください。

標準町 ほつとらいふ制度

上下水道料・暖房費・発電賦課金の一部助成を行っております。助成額は世帯区分によって異なりますので、左記係まで問い合わせください。

- 助成対象／国民健康保険税の7割減額・5割減額の対象となっている世帯、またはそれと同様な所得の世帯。
- 支給期／8・12・4月の年3回（暖房費・発電賦課金は12月支給期に助成）

- 受付場所・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口 ☎内線133）、各公民館（受け付けのみ）

※受け付けは随時行っています。※年に1回の申請が必要です。※申請の際は印かんを持参し、窓口にて振込先の金融機関名・口座番号を伝えてください。

温泉設備工事のため
ふれあい交流センター浴室（大浴場）
を休止します

期間

7月23日（月）～27日（金）

（予定）

ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

なお、期間が変更になる場合があります。センター内に掲示しますのでご確認ください。左記まで問い合わせください。

問い合わせ

ふれあい交流センター
総務係

☎485-1000

長寿88歳

おめでとうございます

《平成30年5月該当》
掲載に同意いただいた方のみ
掲載しています。



金江 壽一さん
（麻 生）



嵯峨とよ子さん
（茶安別）



秋葉 正行さん
（阿歴内）



脇坂 富美さん
（川 上）